


令和5年8月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和4年(ワ)第15185号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年5月11日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

- 1 被告らは、原告立花に対し、連帯して、5万円及びこれに対する令和4年6月16日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告政党に対し、連帯して、5万円及びこれに対する令和4年6月16日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告政党及びその党首を務めていた原告立花が、被告会社が令和4年6月16日午後9時54分から生放送したテレビ番組「報道ステーション」(以下「本件番組」という。)において、メインキャスターを務めていた被告
20 が原告立花の発言を妨害するなどし、被告会社が原告らを他の政党の党首との間で不公平に取り扱ったことなどが、放送法(昭和25年法律第132号)により被告会社に認められた編集権を逸脱して原告らの政治活動の自由及び表現の自由を侵害するものであり、共同不法行為を構成するとして、被告らに対し、民法719条1項前段に基づく損害賠償として、損害金各550万円の一部
25 である5万円及びこれに対する不法行為の日である令和4年6月16日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の連帯支払を

求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに括弧内に記載した証拠(証拠番号は枝番号も含む。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、単に「前提事実」という。また、以下、断りなく日付を記載する場合には、令和4年を指す。)

(1) 当事者等

ア 原告ら

原告立花は、元参議院議員であり、本件番組の放送当時、原告政党の党首を務めていた。

イ 被告ら

被告会社は、テレビジョン放送事業を行う特定地上基幹放送事業者である。

被告は、被告会社が毎週月曜日から金曜日までの午後9時54分から午後11時10分までの間に生放送するテレビ番組「報道ステーション」において、月曜日から木曜日までのメインキャスターを務める者である。

(2) 本件番組の放送に至る経緯

ア 被告会社は、6月7日、第26回参議院議員選挙が7月10日に予定されていることを踏まえ、6月16日の「報道ステーション」(本件番組)において党首討論を行うことを企画し、原告立花に対して出演を検討するように求めた。(乙2、弁論の全趣旨)

その後、本件番組には、被告等のキャスターのほか、各国政政党の党首として、原告立花、自由民主党岸田文雄、立憲民主党泉健太、公明党山口那津男、日本維新の会松井一郎、国民民主党玉木雄一郎、日本共産党志位和夫、れいわ新選組山本太郎及び社会民主党福島瑞穂が出演することとなった。

イ 被告会社は、6月10日、原告政党に対し、本件番組における討論の
テーマが「ウクライナ侵攻をうけての日本の外交・安全保障」及び「物価
高の中の暮らし・経済」であることなどをメールで通知した。また、被告
は、同月13日、原告政党を含む、本件番組に出演する国政政党の党
首に対し、特にロシアによるウクライナ侵攻が進行する中で、日本が歩む
べき道につき真正面から考える番組にしたいとの思いを記した書面を送付
した。(乙3、4、弁論の全趣旨)

ウ 他方、原告立花は、6月15日、自身のツイッターアカウントにおいて、
著名な俳優(以下「本件俳優」という。)が未成年者に淫行をした疑いがあるとの問題について、本件番組内で言及することを予告した。また、原告立花は、同月16日、自身のYouTubeチャンネルにアップロードした動画において、原告立花が本件俳優の上記問題につきテレビ番組内で発言することを示唆するタイトルを付し、「日頃テレビでは流れない情報をですね、テレビで流してやろうと思っておりますので、皆さんご期待ください。」などと発言した。(甲4~6、乙5、6)

本件番組のチーフプロデューサーである(以下「 」という。)らは、6月16日、原告立花に対し、本件番組における討論テーマがウクライナ侵攻が波及する二つのテーマ(上記イ参照)であり、かかるテーマから逸脱する発言を控えるよう求め、仮に逸脱する発言があったときには、しかるべく対応することもあることを理解するよう求める旨の書面を送付した。また、 は、同日、原告立花に電話をかけ、上記書面の内容を改めて確認した上で、原告立花が上記テーマから逸脱する発言をしたと判断した場合には、原告立花の発言の途中であっても放送をしないことがあり得ることを伝えた。原告立花は、自らが発言する内容をまとめた原稿を確認してほしいと申し出たが、 はこれに応じなかった。(甲7、14)

エ 被告会社は、本件番組の放送に先立ち、原告政党のスタッフに対して、被告会社の構内では撮影が禁止されている旨を伝え、放送中は携帯電話の電源を切るように求めた。

(3) 本件番組の放送中の経緯

5 ア 被告会社は、6月16日午後9時54分、本件番組の生放送を開始した。各政党の党首は、被告 からキャスターがいるメインスタジオ、被告会社内の他のスタジオ又は被告会社の外から、本件番組に参加することになったが、原告立花は、上記他のスタジオから参加した。

10 党首討論の最初のテーマは、ウクライナ侵攻を受けて国民の安全をどう守るかとされ、発言は1分程度で行うことが要請された。放送開始から約20分が経過すると、日本の安全保障の在り方、とりわけ核共有について議論が展開された。被告 は、原告政党を除く他の8党の党首が安全保障や防衛に関する考え等を述べた後、原告立花に対して発言を求めた。そうすると、原告立花は、「はい。テレビをご覧の皆さん、テレビは核兵器に勝る武器です。テレビは国民を洗脳する装置です。テレビは国民が知るべき真実を隠しています。」などと発言し始めた。その発言内容は、別紙のとおりである。(乙1、10、11)

15 イ 原告立花が上記発言を始めてから30秒余りが経過した頃、被告 は、原告立花が発言を続ける中で、「今の発言は討論のテーマに沿ったものとは、おっしゃるとおり、認められません。発言を止めてください。」と述べた。しかし、原告立花は発言を続けた。原告立花の上記アの発言開始から約1分が経過した頃、原告立花は、「はい、ありがとうございました。」と発言した。その直後、原告立花を中心に映していた映像が、被告 から座っているメインスタジオの映像に切り替わった。(乙1、10、11)

25 ウ 原告立花は、上記発言を終えた後、スタジオから退出した。その後、被告会社は、被告 からキャスターや政党の党首が座っているメインスタジ

オの背景に、原告立花がいない状態の他のスタジオの映像を映していた。
キャスターの一人である アナウンサーは、「先ほどNHK党（判
決注：本件番組の放送当時における原告政党の政党名である。）の立花党
首が発言中でしたけれども、今回の党首討論のテーマから逸脱していると
5 判断しました。立花党首は自ら退席されましたが、このまま8党の党首の
皆さんと議論を続けていきます。」と述べ、原告立花につき言及した。

(乙11)

3 争点

- (1) 被告 及び被告会社の行為について共同不法行為が成立するか。（争点
10 1）
- (2) 原告らに発生した損害及びその数額（争点2）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 被告 及び被告会社の行為について共同不法行為が成立するか。（争点
1）

(原告らの主張)

被告会社は、前提事実のとおり、原告立花に対してのみ前提事実(2)ウの
書面を送付し、テーマから逸脱する発言があった場合はしかるべく対応する
旨を通知したほか、原告らが本件番組の放送に先立ち、テーマから逸脱した
発言とは何かを尋ねても回答しなかったり、原告らに対してのみ録音・撮影
を禁止したりした。また、本件番組の放送中においては、原告立花の発言を
20 1分間で強制的に終了させ、原告立花の退去等について視聴者に対して何ら
説明をしなかった。

被告会社のかかる行為は、原告らを他の政党党首との間で不平等に取り扱
い、適切な対応等をせず、本件番組への出演を妨害、禁止又は拒絶するもの
であって、放送法の諸規定に基づき被告会社に認められる編集権を逸脱し、
25 原告らの政治活動の自由及び表現の自由を侵害するものである。被告 が、

本件番組内において原告立花の発言に介入し、またその発言を妨害して視聴者に原告立花の発言を聞こえなくさせたことは、その象徴的な行為である。

したがって、被告らのかかる行為については、共同不法行為が成立する。

(被告らの主張)

5 本件番組は、参議院議員選挙の主要な争点と考えられる「ウクライナ侵攻をうけての日本の外交・安全保障」及び「物価高の中の暮らし・経済」という二つのテーマに限定して、限りある放送時間内で9政党の党首の見解を視聴者に伝えるものとして企画されたものであり、9政党の党首もその趣旨を理解して出演している。放送時間内に討論のテーマに沿った各党首の見解の
10 表明が円滑に行われるようにするため、テーマから逸脱する発言がされないよう注意を払うことは、表現の自由の一環として保障される放送の自由に基づく被告会社の編集権の行使として許容されるべきである。

原告立花は、本件番組において、被告会社が原告立花に対して討論のテーマから逸脱する発言をしないよう要請したことを問題にしようとしていたものであり、原告立花のそのような発言を討論のテーマから逸脱する発言であると指摘して制止した被告会社及び被告
15 の行為は、放送の自由に基づく編集権の行使として正当なものである。

したがって、被告会社及び被告
の行為について、原告らに対する共同不法行為は成立しない。

20 (2) 原告らに発生した損害及びその数額 (争点2)

(原告らの主張)

被告らによる共同不法行為によって原告らが被った損害は、精神的苦痛又は無形の損害であり、これを慰謝するための慰謝料は、各500万円を下らない。また、本件訴訟の追行に要した弁護士費用相当額は、上記慰謝料額の
25 1割に相当する50万円である。

(被告らの主張)

否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被告 及び被告会社の行為について共同不法行為が成立するか。)について

5 (1) 原告らは、被告 が視聴者をして聴取できなくなる程度に原告立花の発言に介入し、またその発言を妨害したことについて、被告らに共同不法行為が成立すると主張する。

しかしながら、前提事実(3)ア及びイのとおり、本件番組において、被告 は、原告立花が発言を始めてから30秒余りが経過した頃、「今の発言
10 は討論のテーマに沿ったものとは、おっしゃるとおり、認められません。発言を止めてください。」と発言し、原告立花に対して発言をやめるように呼び掛けたものの、原告立花は、その後も、YouTubeにおいて発信をすること、政治家の発言にテレビ局が事前に介入することには恐怖を感じることなどの趣旨の発言をした上、発言時間の目安とされた約1分間を経過した
15 後に「ありがとうございました。」と述べて、発言を終えている。また、証拠(乙10、11)によれば、本件番組の視聴者は、被告 の発言に一部重なってはいるものの、原告立花の上記発言を聴取することは可能であったと認められる。そうすると、被告 が視聴者をして聴取できなくなる程度に原告立花の発言に介入し、またその発言を妨害したということはできない。

したがって、この点に関する原告らの主張は、採用することができない。

20 (2) また、原告らは、被告 による介入等も含めて、原告らを他の政党党首との間で不平等に取り扱い、適切な対応等をせず、本件番組への出演を妨害、禁止又は拒絶したことについて、被告らに共同不法行為が成立すると主張する。

25 ア しかしながら、前提事実によれば、本件番組は、第26回参議院議員選挙を間近に控える中、「ウクライナ侵攻をうけての日本の外交・安全保障」

及び「物価高の中の暮らし・経済」をテーマとして各国政政の党首が討論を行うことが予定された番組であったと認められる。かかる事実によれば、本件番組に参加する党首は、上記テーマについて討論を行うことが求められており、上記テーマ以外の事項について自由に発言することが許容されているものではなかったといえることができる。このことは、本件番組に参加した原告政党以外の政党の各党首がそれぞれ上記テーマに沿った発言をしたこと（前提事実(3)ア、乙11）によっても裏付けられている。そうであるにもかかわらず、原告立花は、本件番組に先立ち、本件俳優の問題につき言及することなどをツイッターやYouTubeチャンネルで予告したほか（前提事実(2)ウ）、本件番組において上記テーマに直接関係しない発言を始めた（前提事実(3)）ことが認められる。そうすると、原告立花は、本件番組において、上記テーマ以外の事項について発言することが予想され、また現にそのような発言を行ったのであるから、被告会社又は被告において、本件番組に先立って上記テーマから逸脱する発言を控えるように求め、また本件番組において原告立花の上記発言を制止したことは、本件番組の制作者として本件番組を制作・放映するに当たって必要かつ相当な行為であったといえるし（放送法1条、3条、4条1項2号4号、5条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）151条の3参照）、原告立花としては、本件番組に参加する者として甘受すべきものであったといえるべきである。

また、原告政党以外の他の8政党について上記テーマから逸脱する発言をすることが予想されたといった事情がうかがわれぬことに照らせば、被告会社が原告らを他の出演者と比較して不平等に扱ったと認めるに足りない。

したがって、この点に関する原告らの主張は採用することができない。
イ また、原告らは、被告会社が、原告立花が本件番組で発言する内容をま

とめた原稿を確認することに応じなかったことや、いかなる発言が討論のテーマから逸脱するものであるか事前に明らかにしなかったことを問題にする。

しかしながら、原告らはあらかじめ本件番組における討論のテーマを知らされていたのであるから（前提事実(2)イ）、どのような発言が上記テーマに整合し、あるいは逸脱するかについて、自ら判断することが可能であったといえる。そうすると、仮に原告らが主張する上記対応を被告会社がしなかったからといって、そのことが原告立花の本件番組への出演についての妨害等になったとはおよそ認められない。

したがって、この点に関する原告らの主張は採用することができない。

ウ さらに、原告らは、被告会社が、本件番組の開始前に、他の出演者と異なり、原告政党のスタッフには携帯電話の電源を切らせたことを問題とする。しかしながら、被告らの上記行為によって原告らの表現の自由が侵害される理由は明らかではなく、被告らの共同不法行為の成否を左右しないというべきであって、この点に関する原告らの主張は採用することができない。

エ その他原告らが主張する諸事情を考慮しても、被告会社の一連の対応が被告会社の編集権を逸脱・濫用して原告らの政治活動の自由又は表現の自由を侵害し、共同不法行為が成立するとの原告らの主張を採用することはできない。

2 小括


したがって、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官

古庄 研 


5

裁判官

行廣 浩太郎 

10

裁判官

石原 拓 

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

(別紙)

当事者目録

東京都港区

5 原 告 立 花 孝 志
(以下「原告立花」という。)

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 福 永 活 也
同 村 岡 徹 也

千葉県船橋市本町一丁目11番29-101号

10 原 告 政 治 家 女 子 4 8 党
(以下「原告政党」という。)

同 代 表 者 大 津 綾 香
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 福 永 活 也

東京都港区六本木六丁目9番1号

15 被 告 株 式 会 社 テ レ ビ 朝 日
(以下「被告会社」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役 早 河 洋

東京都港区六本木六丁目9番1号 株式会社テレビ朝日内

被 告
(以下「被告」という。)

20 上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 秋 山 幹 男

同 秋 山 淳

同 西 脇 亨 輔

以 上

正
本

本件番組における原告立花の発言部分の反訳

2022年9月8日

被告株式会社テレビ朝日、

上記被告ら訴訟代理人弁護士

西脇亨輔



2022年6月16日21時54分から放送された「報道ステーション」内の第26回参議院議員選挙に向けた党首討論の原告NHK党党首である原告立花の発言部分について、下記のとおり反訳しました。

記

【22:17:52】

◆被告 (以下「 」)

はい、NHK 党の立花さんにも聞きましょう。

【22:17:55】

◆原告立花 (以下「立花」)

はい。テレビをご覧の皆さん、テレビは核兵器に勝る武器です。テレビは、国民を洗脳する装置です。テレビは国民が知るべき真実を隠しています。本日お昼過ぎ、テレビ朝日のプロデューサーの方からお手紙を頂戴しました。このお手紙には、テーマから逸脱する発言は控えていただくようお願い致します。

◆
はい。

◆立花

万が一そのような発言があった場合は、しかるべく対応させていただく場合もあるとご承知おきください。

◆
そのとおりですね。
※上記の立花の発言と重なっている。

【22:18:28】

◆
立花さん、今の発言は討論のテーマに沿ったものとは、仰る通り、認められません。発言を止めてください。

◆立花

これについて電話をさしあげたところ、スタジオから追い出されまうと言われましたので、追い出される前に自らやめますので、YouTubeで私の発言をさせていただきます。

※上記の大越の発言と重なっている。

◆

いや、発言を止めていただきましょう。趣旨にのっとった発言をしてください。

※上記の立花の発言と重なっている

【22:18:44】

◆立花

はい、あの一、政治家の発言をテレビ局の方が事前にあれをするなこれをするなというような介入は、やはり恐怖を感じます。

◆

今は、日本の安全保障の話をしています。申し訳ありません。その発言は認められませんのでここで打ち切らせていただきます。

※上記の立花の発言と重なっている

【22:18:57】

◆立花

はい、ありがとうございました。

(ここで画面が、原告立花の映像からスタジオ全体の映像に切り替えられる)

【22:18:59】

◆

議論を戻しましょう。松井さん。松井さんの意見がですね、かなり前へ、先行している印象があります。

(以後、日本維新の党松井代表とのやりとり)

以 上

これは正本である。

令和 5 年 8 月 3 1 日

東京地方裁判所民事第 4 3 部

裁判所書記官 植 草 基 成

